

国営公園における入園料等利用料金の支払に電子マネー等 が利用できるようキャッシュレス化を図ってほしい

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

九州管区行政評価局（局長：角田 祐一）は、「国営海の中道海浜公園でも電子マネーが利用できるようにしてほしい。」との行政相談を受け、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学副学長）に諮り、その意見を踏まえ、平成29年3月23日、九州管内の国営公園（2公園）におけるキャッシュレス化導入の検討について、国土交通省九州地方整備局に対して、あっせんを行いました。当局のあっせんに対し、同局から回答を得ましたので、公表します。

あっせんの要旨

2～3ページ参照

- 1 国土交通省本省と協議の上、事業者に対して、**入園料等**の徴収方法を明確に示し、事業者の判断で電子マネー等の利用が可能となるよう検討すること。
- 2 **収益施設及び特定公園施設**の運営事業者に対して、キャッシュレス化の意義等について説明するとともに、施設利用料の徴収に際しては、利用者サービス向上の観点から電子マネーの利用を可能とする等キャッシュレス化の導入について検討するよう指導すること。

回答の要旨

3ページ参照

- 1 国土交通省本省と協議した結果、入園料等の徴収におけるキャッシュレス化の可否については、①電子マネー導入を事業者に義務づける場合は、機器代等による委託費増につながることに、②事業者の判断で導入する場合は、事業者変更の都度、電子マネーの可否・種類が変更され、利用者に混乱が生じるなどの懸念から、慎重に検討していく。
- 2 収益施設及び特定公園施設の施設利用料の徴収については、運営事業者に対して、管理運営会議において、キャッシュレス化導入の意義を説明し、電子マネー等の導入について検討を促した。

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

〔照会先〕
首席行政相談官 山田 明彦
電話：092-431-7136

行政相談の要旨

この相談は、九州管区行政評価局が受け付けたもの。

- 1 国営海の中道海浜公園の施設を利用するために同公園に行ったが、まず駐車料金を管理員に現金で手渡し、入園するための入園料と、施設を利用するための利用料をそれぞれの自動券売機で現金で支払わなければならなかった。施設を利用するたびに現金で利用料を支払うのは非常に面倒であった。利用しやすいように施設利用料について電子マネーが利用できるようキャッシュレス化を図ってほしい。
- 2 国営沖縄記念公園内の首里城公園や海洋博公園の美ら海水族館を利用した際に、入館料を電子マネーで支払った。国営海の中道海浜公園の水族館(マリンワールド)でも電子マネーが利用できるようにしてほしい。



制度等の概要

- 1 国営公園の入園料は、公園内に設置等している収益施設や特定公園施設の使用料と異なり、国庫金となるため、「公園運営維持管理業務共通仕様書」等で委託事業者における取扱方法が定められている。
- 2 「公園運営維持管理業務共通仕様書」等は、国土交通省本省から示された、基本的な雛形に基づき、各国営公園ごとに作成されている。同仕様書等において、入園料を現金で徴収する規定はないが、全国の国営公園では、一律に現金で徴収している。
- 3 九州管内には、海の中道海浜公園及び吉野ヶ里歴史公園の2つの国営公園がある。

当局の調査結果の概要

- 1 **入園料**は、海の中道海浜公園及び吉野ヶ里歴史公園とも自動券売機に現金を投入してチケットを購入しなければならない。
- 2 駐車場などの**収益施設**は、海の中道海浜公園及び吉野ヶ里歴史公園とも施設ごとに現金でチケットを購入しなければならない。
- 3 海の中道海浜公園にある**特定公園施設**の「マリンワールド」等では、入場券購入にクレジットカードが利用できるが、電子マネーは利用できない。なお、マリンワールドの売店等では、電子マネーが使用できる。

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 利用料金等のキャッシュレス化は時代の流れであり、外国人を含めた公園利用者の利便性を図るためにも推進すべきである。
- 2 利用料金等のキャッシュレス化は、基本的に事業者が検討すべき課題であるが、利用環境の改善という観点から九州地方整備局を通じて事業者キャッシュレス化の意義を促すのも一つの考えである。

九州地方整備局に対するあっせん(平成29年3月23日)

- 1 国土交通省本省と協議の上、事業者に対して、**入園料等**の徴収方法を明確に示し、事業者の判断で電子マネー等の利用が可能となるよう検討すること。
- 2 **収益施設及び特定公園施設**の運営事業者に対して、キャッシュレス化の意義等について説明するとともに、施設利用料の徴収に際しては、利用者サービス向上の観点から電子マネーの利用を可能とする等キャッシュレス化の導入について検討するよう指導すること。

九州地方整備局におけるあっせんに対する対応状況

- 1 入園料等の徴収におけるキャッシュレス化の可否については、国土交通省本省と協議した結果、①電子マネー導入を事業者義務づける場合は、機器導入費等の負担による委託費増につながるため、現下の財政事情や費用対効果を踏まえた検討が必要であること、②事業者の判断で電子マネーを導入する場合は、事業者が変更する都度、電子マネーの可否や種類などが変更され、利用者に混乱が生じるなどの懸念があることから、今後の課題として慎重に検討していくこととしたい。
- 2 収益施設及び特定公園施設の施設利用料の徴収については、運営事業者に対して、海の中道海浜公園及び吉野ヶ里歴史公園それぞれの管理運営会議において、利用者サービス向上を始めとするキャッシュレス化導入の意義を説明し、電子マネー等の導入について検討を促した。

行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広	(西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授) (座長)
久留 百合子	(消費生活アドバイザー)
浅野 秀樹	(弁護士)
井上 裕之	(西日本新聞社論説委員長)
三木 和信	(福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
戸江 千枝	(税理士)